平成２３年（フ）第５４３６号
東京都世田谷区船橋５丁目16―16―201
破産者　和田　茂利
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４３７号
東京都世田谷区船橋５丁目16―16―201
破産者　和田　宣子
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４９５号
東京都渋谷区道玄坂１―19―８、商業登記簿上の本店所在地大阪府大阪市北区曽根崎新地１丁目５番７号
破産者　株式会社スパたこ
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４９６号
東京都目黒区三田１丁目４―４―806
破産者　青木　薫司
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５１２号
東京都世田谷区砧４丁目10番18号
破産者　株式会社ＳＰＡＮ
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５１３号
東京都世田谷区砧４丁目22―11―105
破産者　江口　武宏
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５４３号
埼玉県越谷市南越谷１丁目６―62―Ｃ―311
破産者　大畑　隆司
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５８５号
東京都港区麻布狸穴町41番地１―302
破産者　株式会社カマロン
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５８７号
東京都港区麻布台３丁目４―７―202
破産者　須釜美也子
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５８９号
神奈川県横浜市港南区上大岡西２丁目14番地２　ホーユウパレス上大岡102号
破産者　株式会社山形屋
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５９０号
神奈川県横浜市南区別所１丁目２―24
破産者　高野　昭人
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５９１号
神奈川県横浜市南区別所１丁目３―26　上大岡アイボリーハウス201
破産者　高野　静子
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６０３号
東京都調布市多摩川３丁目73―１―403
破産者　工藤　大蔵
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６０６号
東京都豊島区池袋４丁目36番２号
破産者　有限会社システムエイト
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６０７号
東京都豊島区池袋４丁目36―２　ソーケンマンションＡ―101
破産者　小林　伸行
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８５７号
東京都中央区銀座７丁目12番４号友野本社ビル６階、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区銀座８丁目８番８号
破産者　株式会社銀座審美堂
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５９１３号
東京都江東区北砂５丁目14―10
破産者　逆瀬川真一
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６６３５号
東京都台東区台東３丁目43―10―708
破産者　川口　　匠
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６６４４号
東京都葛飾区高砂３丁目13―９―308
破産者　濱田　文雄
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６６５６号
埼玉県鴻巣市大間３丁目１―８―104
破産者　吉井　　剛
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６６６０号
東京都渋谷区渋谷１丁目23―28　都営住宅渋谷１丁目アパート28号棟　102
破産者　矢島　偉子（旧姓内田）
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７８０号
東京都小金井市前原町３丁目40―１―906、開始決定時の住所東京都杉並区堀ノ内３丁目41―６―301
破産者　渡邉　裕子
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部